

1970年代初頭の伊藤寿朗と小川知二の博物館議論

－「地域志向型博物館」観を理解するための基礎的視座－

栗山 究

キーワード：博物館史、博物館主体の思想的課題、日本の博物館活動の形式、学習権思想、地域志向型博物館、伊藤寿朗、小川知二、小川利夫

【要旨】 本稿は、伊藤寿朗の博物館論の形成過程において、小川知二との博物館議論があることを明らかにした論文である。1970年代初頭に博物館問題研究会に併設された文化論学習会の活動記録から、小川知二と伊藤寿朗の博物館議論の共通点と相違点を明確にしたうえで、下記の二つを示している。

第一に、犬塚康博「満洲国国立中央博物館とその教育活動」（1993年）の提起する博物館主体の思想的課題の枠組み、すなわち戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式と1990年代初頭に至る日本の博物館活動の形式が通時した共通性を有していることは、1970年代初頭より小川知二と伊藤寿朗によって、自覚した問題として萌芽的に生起されていた課題である。

第二に、伊藤寿朗は、小川知二との博物館議論で獲得された日本の博物館活動の構造を自らの議論に受容していくものの、日本の博物館活動の形式が、戦後期において画期をもたらしたものであると捉え返していく理論的作業を行なっている。その背景には、小川利夫の「国民の学習権」思想の議論の系譜がある。しかし小川知二は、小川利夫の学習権思想を受容した伊藤寿朗の博物館議論を「幻想」であるとして批判する。その後、伊藤寿朗と小川知二の博物館論は、パラレルな展開を示した。

伊藤寿朗の博物館論は、平塚市博物館の小島弘義と浜口哲一の博物館実践とともに「地域志向型博物館」観として追究されていく。他方で、小川知二の博物館議論は、1990年代初頭の犬塚康博「満洲国国立中央博物館とその教育活動」（1993年）の博物館研究まで、伊藤寿朗の博物館論の後景に位置していった。

1. 本稿の課題

本稿では、伊藤寿朗の博物館論の形成過程において、小川知二との博物館議論があることを明らかにする。そのために、伊藤寿朗が金子功の豊橋向山天文台（大池児童館）の実践と邂逅¹⁾してから「地域志向型博物館」観という考え方が彼の博物館論に用語として着想していく時期である1970年代初頭の彼と、小川知二の博物館議論における共通点と相違点を、1970年代初頭の博物館問題研究会に併設された文化論学習会の活動記録から明らかにする。

2. 本稿の背景

犬塚康博〔2008：301〕が述べるように、伊藤寿朗の地域志向型博物館論は、これまで幾人もの博物館論者によって、その「構造」のみ言及されてきたが、「伊藤の事情」は考察されていない。しかしながら、伊藤寿朗の地域志向型博物館論の形成過程には、1970年代初頭の博物館議論が深く関係している。なかでも伊藤寿朗の博物館論の形成過程に影響を与えた博物館論者の一人

に、小川知二がいる。しかしながら、これまでの先行研究では、伊藤寿朗の博物館論の形成過程において、小川知二との博物館議論が在ることは明らかにされていない。従って、伊藤寿朗と小川知二の博物館議論の過程に注目していくことは、これまで解明されていない1970年代初頭の伊藤寿朗の博物館論の展開を明らかにする上で、意義ある試みとなる。

本稿の分析により、犬塚康博 [1993] によって提起された博物館主体の思想的課題の枠組みは、小川知二の博物館議論とその時代より問われ続けていたことが明らかになる。これを一つの背景に、伊藤寿朗の博物館論はその後、平塚市博物館の小島弘義と浜口哲一の博物館実践などを媒介に「地域志向型博物館」観として追究されてゆく。

3. 小川知二の博物館議論の把握：戦前・戦中期－1970年代初頭という現在にかけて継承される日本の博物館活動の社会的位置の解明

1970年、伊藤寿朗は法政大学卒業後、実家で家業を手伝いながら日本の博物館の歴史研究を開始する。翌年、伊藤寿朗は、法政大学博物館研究会での研究サークル活動を発展させるかたちで、仲間とともに博物館問題研究会という自主的研究会を設立した。

1970年代初頭、茨城県立文化センターを経て茨城県立歴史館の職員となった小川知二は、博物館問題研究会に文化論学習会という学習空間を併設し、伊藤寿朗とともに博物館議論を展開した人である。当時の博物館問題研究会の刊行物を総体として読めば、文化論学習会は、参加者が毎回自由な問題関心に基づくテーマを持ち寄って報告を行ない、参加者相互で議論を行なう方法で、1972年から1978年まで合わせて29回開催された。文化論学習会での議論を通して、伊藤寿朗と小川知二は、「博物館を規定するさまざまな疎外関係に対する、ひいてはそのような疎外関係を絡みとっている文化構造から社会構造全体」[小川1972]、すなわち日本の博物館の歴史的・社会的位置づけについて議論を深めていくことになる。

小川知二は、文化論学習会での議論を通して、日本の博物館の歴史的・社会的位置づけを、〈国家〉と〈大衆〉という概念を用いて抽象する作業に取り組んだ。一方は、戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式であり、他方は、1970年代初頭という現在すなわち戦後・高度経済成長期のそれである。そして、両時期の博物館活動の形式は、一方で〈国家〉に、他方で〈大衆〉の存在様式に、それぞれ規定されていると説く。

この章では、小川知二の博物館議論の内容を構造的に把握し、その構造は伊藤寿朗の博物館論へ受容されていることを確かめる。

(1) 戦前・戦中期－1970年代初頭日本の博物館の歴史的・社会的位置

① 通時して共通する日本の博物館活動の形式の特徴

＜戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式＞

小川知二は、戦前・戦中期の日本の博物館活動は「思想や文化が国家主義・ナショナリズムに吸収されていった過程」の一つとして位置づけられるとして、「公権力」すなわち〈国家〉ならびに「大衆」すなわち〈大衆〉という概念を用いて、その問題を説明している [小川知二1973]。

まず〈国家〉においては、「資本の対外膨張」という経済構造を背景に、博物館をして「大衆

に思想と文化の夢を提供」する役割を見出していた。主語を博物館主体に置き換えれば、博物館は〈国家〉を媒介に「大衆をオルガナイズする啓蒙宣伝機能としての役割」を見出したのである。他方で〈大衆〉は、この経済的利害に由来する「生活の困窮化や危機感」から、博物館をして「思想と文化に夢を求める」役割を見出していった。換言すれば、博物館は〈大衆〉を媒介に「即物的に知識を得る場」としての役割を見出したのである〔小川知二1973〕。

小川知二は、戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式は〈国家〉と〈大衆〉の存在様式に対応するかたちで存立していることを説く。上記の関係をまとめれば、〈国家〉も〈大衆〉も、博物館を「手軽に利用」したのである。主語を博物館主体に置き換えれば、博物館は〈国家〉からも〈大衆〉からも「甘くみられた存在」として認識されていた〔小川知二1973〕。

<1970年代初頭という戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動の形式>

小川知二は、上に述べた戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式は、1970年代初頭という戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動においても、連続した構造を保持していると説く。

すなわち「博物館が国や地方自治体によって数多く建てられる」という状況下の1970年代初頭の日本において、「公権力」すなわち〈国家〉は「カルチュアアニマルのごとく博物館を建てれば大衆を学識高い、教養高い、あるいは情操を解する人にオルガナイズできる」という着想のもと、博物館を建設し続けている実態を指摘している。そして、〈大衆〉もまた「博物館をせいぜい興味と好奇心の対象としてしか認めていない」という現実性を指摘している〔小川知二1973〕。

このように小川知二は、〈国家〉と〈大衆〉の存在様式に対応するかたちで存立している日本の博物館活動は、その構造において、戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式と通時して共通している特徴があることを指摘した。

②1970年代初頭という戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動の質の変容

しかし、戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式と1970年代初頭という戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動のそれとは差異がある。戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式は、〈国家〉と〈大衆〉の存在様式に対応するかたちで存立している点は前節で確認したが、この構造を一方で規定している〈大衆〉の存在様式が変容しているためである。

小川知二によれば、1970年代初頭の〈大衆〉とは、戦前・戦中期の日本社会に顕在した「貧困」層に規定される人たちのことではない。むしろ1970年代初頭に抽象される〈大衆〉は、自分たちが経済的に「相対的安定感」を想像できる中産階級層に規定される人たちのことである。また、この時代において、中産階級層に規定される〈大衆〉は、自己の「拡散化現象」を伴いながら、「個々人の関係を分裂化・個別化」していく社会関係を生み出している、とも言う。すなわち、〈大衆〉は「あくまでそれぞれの内面にもぐり込むことによって自足を求める」存在に変容してしまっていると言うのだ〔小川知二1973〕。

従って、日本の博物館活動の形式は、戦前・戦中期から1970年代初頭という戦後・高度経済成長期を通じて〈国家〉と〈大衆〉が相互に対応しながら存立しているが、1970年代初頭という現在の〈大衆〉は、小川知二によれば、自らの欲望を満たしていればそれで事足りる存在である。

そのため小川知二は、たとえ〈国家〉が「数多く博物館を建てよう」と号令する1970年代初頭の日本社会の現実があったとしても、〈国家〉は博物館を媒介に〈大衆〉を包摂していく契機は見出せないと診断する。主語を博物館主体に置き換えて表現すれば、次のように指摘できる。

すなわち、1970年代初頭という現在の日本の博物館活動には、戦前・戦中期の日本の博物館活動に〈国家〉が見出したような、「大衆をオルガナイズしていく契機や力は見つけだすことはできない」[小川知二1973]。

このことは別の観方をすれば、1970年代初頭という戦後・高度経済成長期に現われた日本の博物館活動の内容には、博物館を媒介に、〈国家〉と相互対話を希求する契機が見出せていないことも意味している。そしてそれは、戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式においても、共通する問題である。なぜなら両時期を通じて、日本の博物館論には、〈市民〉の価値、あるいは〈労働〉を土台とした博物館活動の内容を捉える視座が、日本の市民社会の具体的現実において、欠落しているためである²⁾。

この問題と関連して、小川知二は、個々に内在する思想・芸術・文学・学問の探究や表現活動といった文化的営為と、その営みが展開する公共空間には、前者から後者へと、即自的には移行することのできない社会の構造が、厳然と在ることを次のように指摘している³⁾。

われわれが個人の内部意識によってとらえる文化的営為・思想・芸術・文学・歴史・その他、それがいかなる文化的営為であれ、これを公共の場に引連れだすときの個人と公共性の間に生ずる白々しい関係、これは一体何なのであろうか。私的には鋭くせまる文化的営為が、ある定かでない当為をもった公共の場に陳列されるときのとまどいと、その結果色あせていく私的文化的たてまへの公共性への移行過程は一体何なのかという問いが、絶えず解きほぐしにくい結節となっていくのである [小川知二1973]。

(2) 小川知二の博物館議論の構造の伊藤寿朗の博物館論への受容

前節で見た博物館議論から、日本の博物館活動を歴史的・社会的構造のうちに捉える視座をまとめると、以下の枠組みを導くことが出来る。

- (A) 日本の市民社会の具体的現実には、戦前・戦中期から1970年代初頭（戦後・高度経済成長期）を通して、〈市民〉の価値あるいは〈労働〉を土台とした博物館活動を把握する視座が欠落している。
- (B) 日本の博物館活動の形式は、戦前・戦中期から〈国家〉と〈大衆〉の存在様式に対応するかたちで存立しており、その構造は、戦後・高度経済成長期へと通時した連続性を有している。すなわち、戦前・戦中期において日本の博物館主体は、〈国家〉を媒介に「大衆をオルガナイズする」役割を見出した。戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動においても、〈国家〉を媒介とした博物館の振興策は、同じ形式を保って継承している。
- (C) しかしながら、戦後・高度経済成長期の日本の博物館活動においては、その在り方を規定

する〈大衆〉の存在様式が変容している。そのため博物館主体は〈国家〉を媒介とした博物館の振興策を試みても、戦前・戦中期の日本の博物館活動の事情とは異なり、〈国家〉は〈大衆〉を包摂していくことは出来ない。

そして、文化論学習会で明らかにしてきた小川知二の博物館議論の構造を自らの博物館論に取り込んでいった博物館論者が伊藤寿朗である。1970年代初頭の伊藤寿朗の博物館論の断片からは、彼が小川知二の博物館議論の構造を受容していった軌跡を捉えることができる。例えば、上述の枠組みに照らして、以下の伊藤寿朗の博物館論を挙げてみたい。

(A) 日本の市民社会の具体的現実を捉える視角が欠落している問題に関連して

社会教育関係者、図書館関係者が、各々その戦前の教化的活動を反省的契機として、戦前と区別した戦後活動の軸の一つとして社会教育法理念、図書館法理念を煮つめてきたのに対し、博物館関係者は、法制定後二〇年間、ことあるごとに法の不備をプラグマチックに問題としながらも、しかし法理念、法論理として内在的に追求してきたことは一度もなかった [伊藤1973: 46]。

博物館が社会教育主義的に位置づけられながら、まさにそのことによって、戦後社会教育行政が形式上国民の自主的自己教育活動を基礎とし、その環境醸成を課題とする限り、もとよりそうした社会的基盤が脆弱なうえ（中略）独自の行政的基盤を失なうという点である [伊藤1973: 47]。

(B) 日本の博物館活動の形式が戦前・戦中期から戦後・高度経済成長期という現在にかけて継承されている問題に関連して

法・行政問題—つまり国家—への関心の希薄性は一貫した体質でもあるが、それは博物館関係者の主体的能力以前の、その体質を許容しはぐくむ要因と構造が、本質的には博物館活動自体の中に密められている [伊藤1973: 46-47]。

（戦後においても博物館は：筆者挿入）無規定、無媒介に国家への依存度を強めることによって振興をはかろうという戦前的パターンの継承が行なわれ（中略）決して科学的分析対象とはなっていないわけである [伊藤1973: 47]。

(C) 博物館主体が〈国家〉を媒介に〈大衆〉を包摂できない問題に関連して

文化というものが本質的に個人の観念領域に属しており、そこでのみ人の生死をも決定するほどの切実な現実性をもつものに対し、内面的価値判断という私事領域を、幻想の「市民」一般で無理にも排除することによって公的に疎外され、博物館に象徴化された文化は、だれにでもあてはまり、それゆえにだれにでもあてはまらないという異質の顔をもつわけである [伊藤1973: 47]。

(戦後においても博物館は：筆者挿入) 現実にはこの個別化された文化の更に質的な変化ゆえに、日常生活をいとなむ個人にとっても、また文化というものに本質的に介入できない運命をもった公権力にとっても宙づりの存在で、「権力的要因と運動的要因との力動的な相互規定関係」という以前の、それほどの存在意義も切実性ももたない余剰価値的性格を附与されてきたわけである [伊藤1973: 47]。

4. 伊藤寿朗の博物館議論の把握：「国民の学習権」思想を媒介とした〈市民〉的権利としての博物館観の導入

前章で明らかにしたように、日本の博物館活動の形式は、〈国家〉と〈大衆〉の存在様式に対応するかたちで、戦前・戦中期から戦後・高度経済成長期に至るまで通時的連続性を有する構造として組み込まれていた。小川知二との博物館議論で提出された、この構造的な視座に対し、伊藤寿朗は彼の見解を自らの博物館論へ受容していくものの、日本の博物館活動の形式が、戦後期において画期をもたらしたものであると捉え返してゆく。具体的には、戦前・戦中期の博物館活動の形式と戦後期の博物館活動との画期を1947年教育基本法体系の条理に位置づけられた「博物館」のなかに見出していく作業を展開していくのである。

本章では、伊藤寿朗が見出している1947年教育基本法体系に位置づけられた「博物館」を構造的に把握し、小川知二の博物館議論とは異なり、日本の博物館活動の形式が戦後期において画期をもたらしたものであると捉え返していく伊藤寿朗の博物館論の理論的背景を明らかにする。

(1) 伊藤寿朗の見出した1947年教育基本法体系に位置づけられた「博物館」の概要

伊藤寿朗が見出した1947年教育基本法体系に位置づけられた「博物館」を、条理に即して端的に把握すると、次のような構造が浮かび上がる⁴⁾。

日本において、博物館が〈市民〉の権利を保障するそれとして登場するのは「戦後」のことであった。具体的には、博物館の法制度基盤が確立されてくる1947年教育基本法制定以後のことである。これにより「博物館」は「公民館」と「図書館」と並ぶ公共的価値をもつ社会教育機関として、その社会的関係性が獲得された。

さらに1951年博物館法によって、「博物館」には「学芸員」と呼ばれる社会教育の専門職員が配置されることが規定され、住民による博物館の自治的運営の方向性が「博物館協議会」として定められる。同法では「公立博物館」は、首長部局の政策決定とは相対的に独立した住民の地方自治組織である「教育委員会」所管であることが求められ、この基準を満たす施設の設定と運営を奨励する仕組みを整えた。

それは「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」(第十条)として「教育の自由」を保障する1947年教育基本法を前提とし「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めようような環境を醸成する」(第三条)権利を保障した1949年社会教育法を母法とする。両法理を受け、博物館とその活動は「学問の自由」と「教育をうける権利」(日本国憲法第二十三条・二十六条)を保障する機関として成立すべきことを謳っている。換言すれば、博物館法は、人び

との学芸活動を保障していくことをその法理としている。

このように〈市民〉の学習権を位置づけたという意味において、戦前・戦中期から戦後・高度経済成長期へ連続していく日本の博物館活動の形式と、1947年教育基本法体系に位置づけられた「博物館」とは、その社会的意味や機能は異なっている。これが伊藤寿朗の「博物館」議論の概要となる。

(2) 〈市民〉的権利として博物館を希求する伊藤寿朗の博物館論の理論的背景

伊藤寿朗は、日本の博物館活動の形式が、戦前・戦中期から1970年代初頭という現在にかけて継承されている問題に対して、1947年教育基本法体系に位置づけられた「博物館」観を媒介にしながら、小川利夫〔小川利夫1964=1973〕へ至る社会教育論の系譜に、その問題解決の途を模索していく作業を試みる。伊藤寿朗は、小川利夫の提唱する「国民の学習権」思想の意味を、以下に特徴づけて議論している。

（国民の学習権という思想は：筆者挿入）博物館の目的・機能をめぐって従来語られてきた「研究機関か、社会教育機関か」という内在的機能からする定立の仕方、また「地域社会と博物館」という外在的な、しかし図式的な定立の仕方を超え、しかもそれらの定立の仕方の内に含む目的・機能の内容的・実態的側面における包括的な指導原理という基本的な意味をもっているといえる〔伊藤1974：1〕。

博物館が個別的内容価値の創造という機能をもつ限り、その学習権保障は、「教育の自由」、「学問の自由」の権利と密接不可分のものであり（中略）近代博物館の成立の中に密む「公共性」の矛盾構造は、理解や恩恵としてではなく権利として、すべての人権がそうであったように闘いとるべき性質のものである〔伊藤1974：6-7〕。

こうして伊藤寿朗は、「国民の学習権」思想を「着実に博物館を改革していく源動力」〔伊藤1974：7〕であると捉え、小川知二の博物館議論に対して小川利夫の社会教育論を下敷きにすることで、〈市民〉的権利として博物館を追究する視座を獲得した。

5. 小川知二による伊藤寿朗の博物館論の構造批判：「公共性の中に個別性を包摂し、その活動を保障し、また個別的なものそれ自体も直ちに公共的なものに結びつく」社会関係に根差された具体的な博物館実践の視点をめぐって

「国民の学習権」思想を媒介に伊藤寿朗が提起した〈市民〉的権利としての博物館論に対して、小川知二は、伊藤寿朗の博物館論の意義と限界を議論していくことから、小川利夫の社会教育論を受容した伊藤寿朗の博物館議論の構造を「幻想」であるとして批判する。

(1) 小川知二による伊藤寿朗の博物館論の意義づけ

小川知二によれば、小川利夫へ至る「国民の学習権」思想の議論の系譜に、自らの博物館論を位置づけてきた伊藤寿朗の博物館論は、1975年時点における「博物館に関する研究論文の理論上

の一つの頂点をなすもの」[小川1976：9]と位置づけられるものであった。

すなわち小川知二は、伊藤寿朗の提起する〈市民〉的権利としての博物館論を『「制度としての博物館」と博物館の置かれた各時代の現実との相克が、法・国家の理念にまで立ち至った普遍的な視点より論じられた」[小川1976：9]のものであると意義づけ、博物館が人びとの学芸活動の自由と権利を保障するものであるという視点を理論的に獲得していく展望が拓けたことの意味を評価する。と言うのも、小川知二も「公共性の中に個性性を包摂し、その活動を保障し、また個別的なものそれ自体も直ちに公共的なものに結びつく」社会関係に根差された学芸活動こそ「本来の博物館活動」[小川1976：9-10]であることを承認しているためである。

なぜなら、戦前・戦中期から1970年代初頭へと通時して連続する日本の博物館活動の形式がそうであったように、博物館を規定する「現実」すなわち「特殊日本的な社会思想・社会文化の構造」は〈国家〉と〈大衆〉の存在様式という「社会的現実との対応に基づき成立する」ことは確認されても、〈市民〉の価値、あるいは〈労働〉を土台として、それを「突き動かした」事例は未だかつて無いことを、小川知二は自覚して議論しているためである [小川知二1973]。

(2) 小川知二によって指摘された伊藤寿朗の博物館論の限界

しかし、小川知二は、小川利夫の「国民の学習権」思想を媒介に形成してきた伊藤寿朗の博物館論には、幾つかの理論的な陥穽が内在していると、その議論を続ける。

つまり伊藤寿朗の博物館論においては、〈市民〉的契機に根ざされた「真に自立的な博物館活動」を希求する条件として、「個性から公共的なものに移行し、その中で個性が生き得るほどの、個性、公共性を包摂する共同的な幻想」[小川1976：10]の醸成の必要を認めながらも、伊藤寿朗は「国民の学習権」思想がその普遍的なものに相当すると捉え、それをそのまま目的とする論理展開を採用していくため、むしろそこで追究すべき特殊具体的な博物館実践の過程が、見失われてしまうのではないかと言うことを指摘する。

伊藤氏の論旨の中で、もし危うい点を求めるなら、この幻想の「自由」に対する論理の短絡にある。換言すれば、分析の結果得られた現状認識を、変革の論理に直ちに短絡することにある。伊藤氏は、現行法体制を前提にしながらも、しかし制度自体の根本的止揚が「国家」そのものの止揚を意味することを認識しながら、一方で「学問の自由」「教育の自由」をワンセットにし「国民の学習権」を闘争のスローガンとして主張する。しかし本来なら、はたしてそのような幻想が市民社会の中で共同的なものとして育ち得るのかどうかを、まず検討すべきであろう [小川1976：10-11]。

このように小川知二は、ある論者が学習権思想を媒介するにしても、個々の具体的な学芸活動が公共空間を切り拓いていくときの「その過程と結節点」を解明することから、具体的な実践に即した方向性を丹念に追究していく過程にこそ「個性から公共的なものに移行し、その中で個性が生き得るほどの、個性、公共性を包摂する」公共空間は生成されてくるのではないかと言うことを示唆していく。

そして、小川知二の博物館議論は、伊藤寿朗の博物館論への上記の批判を最後に、文化論学習会の活動記録からその姿を消してゆく。以降、伊藤寿朗と小川知二の博物館論は、1990年代初頭に至るまで、パラレルに展開されてゆくことになる。

6. 本稿で明らかになったこと

本稿では、1970年代初頭に博物館問題研究会に併設された文化論学習会の活動記録から、小川知二と伊藤寿朗の博物館議論の共通点と相違点を明らかにした。そのうえで、下記の二点を示してきた。

第一に、日本の博物館活動の形式が、戦前・戦中期から1970年代初頭という現在にかけて継承されている視点を指摘した。戦前・戦中期の日本の博物館活動の形式と1970年代初頭に至る日本の博物館活動の形式が、通時的共通性を有していることは、1970年代初頭より小川知二と伊藤寿朗によって、自覚した問題として萌芽的に表明されていたことがらであった。

第二に、伊藤寿朗は、小川知二との博物館議論で獲得された構造を自らの議論に受容していくものの、日本の博物館活動の形式が、戦後期において画期をもたらしたものであると、捉え返していく作業を行なっていることを明らかにした。伊藤寿朗は、小川利夫の「国民の学習権」思想の議論の系譜に、自らの博物館論を位置づけていく作業を行なっている。しかし小川知二は、小川利夫の学習権思想を受容した伊藤寿朗の博物館議論を「幻想」として批判する。以降、1990年代初頭まで、伊藤寿朗と小川知二の博物館論は、パラレルな展開を示した。

伊藤寿朗の博物館論は、その後、平塚市博物館の小島弘義と浜口哲一の博物館実践とともに「地域志向型博物館」観として追究されてゆく。他方で、小川知二の博物館議論は、1990年代初頭の犬塚康博 [1993] の博物館研究まで、伊藤寿朗の博物館論の後景に位置していくことが浮かび上がる。ところで伊藤寿朗 [1978: 199] は、鶴田総一郎 [1956] によって完成された機能主義博物館論が、その理論の前提となる自らの歴史を対象化する契機が喪失している点を問題視していた。この機能主義博物館論に対して「博物館活動の近代化」という文脈において、ある一定の質を保つ通史を提出した博物館研究者が犬塚康博 [1993=2009] である。犬塚康博 [1993: 47] は、戦前・戦中期の博物館教育活動の形式が、戦後期から1990年代初頭に至るまで継承されていることを指摘した。そして、「戦前・戦中期-戦後期という現在からの自覚的かつ具体的な峻別・訣別と、そこからの自律」を博物館主体の思想的課題として挙げている。本稿の分析により、犬塚康博 [1993] の提起する博物館主体の思想的課題の枠組みは、1970年代初頭の伊藤寿朗と小川知二の博物館議論より萌芽的に生起されていた課題であることが明らかになる。

注

- 1) [栗山2006]を参照のこと。
- 2) なお、この問題の枠組みは、1960年代後半の伊藤寿朗の博物館論において萌芽的に提起されている。
- 3) 伊藤寿朗の博物館論の文脈から類推すれば、前者は人びとの内容的価値を創造する学芸活動、後者はそれを保障していく博物館に相当するものとみなすことができる。
- 4) さしあたり、現時点では[栗山2003]を参照のこと。

引用・参考文献

- 犬塚康博（1993）「満洲国国立中央博物館とその教育活動」、『名古屋市博物館研究紀要』第16巻、23-62。
- 犬塚康博（2008）「書評 伊藤寿朗『ひらけ、博物館』」、『千葉大学人文社会科学研究』第16号、297-301。
- 犬塚康博（2009）『20世紀日本の博物館に関する研究』、千葉大学大学院人文社会科学研究科博士論文。
- 伊藤寿朗（1973）「第XIV集」、日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料XV』、43-48。
- 伊藤寿朗（1974）『『国民の学習権保障』の概念をめぐって』、博物館問題研究会『会報』14号、1-7。
- 伊藤寿朗（1978）「日本博物館発達史」、伊藤寿朗・森田恒之編『博物館概論』、学苑社、82-210。
- 栗山究（2003）「伊藤寿朗の見つめる『博物館活動』考」、大槻宏樹研究室編『社会教育の社－大槻宏樹教授早稲田大学50年を祝して－』成文堂、284-296。
- 栗山究（2006）『『児童館』のはじまりと『地域博物館』の原点を問うために－『月刊社会教育』に読む豊橋時代の金子功さんの実践』、子育て学ネットワーク編『なぜ、今『子育て支援』なのか－子どもと大人が育ちあうしくみと空間づくり』、学文社、149-162。
- 小川知二（1972）『『文化論学習会』総括』、博物館問題研究会『会報』No.9、25。
- 小川知二（1973）『『文化論学習会』経過報告』、博物館問題研究会『会報』No.11。
- 小川知二（1976）「第三章第二節 文化論学習会総括」、博物館問題研究会『会報』No.18、8-11。
- 小川利夫・倉内史郎（1964）『社会教育講義』、明治図書。
- 小川利夫（1973）『社会教育と国民の学習権』、勁草書房。
- 鶴田総一郎（1956）「博物館学総論」、日本博物館協会編『博物館学入門』、理想社、10-122（伊藤寿朗監修（1991）『博物館基本文献集』別巻所収、大空社、1-117。小川利夫・寺崎昌男・平原好春企画、山口源次郎・君塚仁彦編（2001）『日本現代教育基本文献叢書・社会・生涯教育文献集VI』第56巻所収、日本図書センター）。